

高等学校等学び直し支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日付け25文科初第1446号。以下「国要綱」という。）第3条の規定に基づく高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この学び直し支援金は、国要綱第3条の規定により都道府県が認めた者（以下「支給対象者」という。）から委任を受けた学校設置者（以下「学校設置者」という。）が支給対象者に代わって学び直し支援金の受領を行い、その有する支給対象者の授業料に係る債権の弁済に充てることにより、支給対象者の教育に係る経済的負担を軽減することを目的とする。

(学び直し支援金の額)

第3条 生徒一人当たりの学び直し支援金の額は、国要綱第3条の定めるところにより算出された額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第4条 学び直し支援金の交付を受けようとする学校設置者は、別に定める期日までに、高等学校等学び直し支援金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、山口県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

(1) 地方公共団体の設置する法第2条に規定する高等学校等（以下「公立高等学校等」という。）の場合

高等学校等学び直し支援金交付申請額算出内訳書（別記第2号様式）

(2) 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人を含む。）及び地方公共団体以外の者の設置する法第2条に規定する高等学校等（以下「私立高等学校等」という。）の場合

ア 高等学校等学び直し支援金交付申請額内訳（別記第3号様式）

イ 高等学校等学び直し支援金交付申請額内訳（1単位あたりの授業料を設定する場合）（別記第4号様式）

(変更の申請)

第5条 規則第8条第1項の申請書は、別記第5号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 公立高等学校等の場合

高等学校等学び直し支援金変更交付申請額算出内訳書（別記第6号様式）

(2) 私立高等学校等の場合

ア 高等学校等学び直し支援金変更交付申請額内訳（別記第7号様式）

イ 高等学校等学び直し支援金変更交付申請額内訳（1単位あたりの授業料を設定する場合）（別記第8号様式）

（実績報告）

第6条 規則第11条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（1）公立高等学校等の場合

高等学校等学び直し支援金実績報告額算出内訳書（別記第10号様式）

（2）私立高等学校等の場合

ア 高等学校等学び直し支援金実績報告額内訳（別記第11号様式）

イ 高等学校等学び直し支援金実績報告額内訳（1単位当たりの授業料を設定する場合）（別記第12号様式）

2 前項の実績報告書は、当該年度の3月31日までに提出しなければならない。

（学び直し支援金の交付）

第7条 学び直し支援金は、学び直し支援金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払の方法により学び直し支援金を交付することができる。

2 学校設置者が前項の規定により、学び直し支援金の交付を受けようとするときは、高等学校等学び直し支援金交付金支払請求書（別記第13号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求書を受理した場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、学び直し支援金を交付するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月23日から施行し、平成26年度の事業から適用する。